

## 平成 24 年度第 1 回西三河南部東圏域保健医療福祉推進会議 会議録

1 日 時 平成 24 年 8 月 22 日（水）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで

2 場 所 西尾保健所 3 階大会議室

3 出席者 別添名簿のとおり

4 傍聴人 0 人

5 議題

- (1) 西三河南部東医療圏病床整備計画について
- (2) 愛知県地域保健医療計画別表の更新について
- (3) 介護保険施設等の整備計画について

6 報告事項

- (1) 愛知県地域保健医療計画の見直しについて
- (2) 新型インフルエンザ対策について
- (3) 地域における災害医療体制の検討
- (4) 第 5 期愛知県高齢者健康福祉計画について
- (5) 第 3 期愛知県障害福祉計画について

7 会議の内容

○ 事務局（石田西尾保健所総務企画課課長補佐）

お待たせいたしました。ただ今から、平成 24 年度第 1 回西三河南部東圏域保健医療福祉推進会議を始めさせていただきます。

私は、進行を務めさせていただきます西尾保健所総務企画課 課長補佐の石田です。よろしくお願ひ致します。

それでは、会議に先立ち、事務局を代表いたしまして、西尾保健所長の近藤からご挨拶を申し上げます。

○ 事務局（近藤西尾保健所長）

愛知県西尾保健所長の近藤でございます。

本日は、大変お忙しいところ、また、大変お暑い中、平成 24 年度第 1 回西三河南部東圏域保健医療福祉推進会議にご出席くださいまして、まことにありがとうございます。

また、いつも愛知県の健康福祉行政に関して、格別のご理解とご協力を賜り、重ねて厚くお礼を申し上げます。

さて、この会議は、保健・医療・福祉に関する施策に関しまして、2 次医療圏内の関係機関の皆様からご意見をいただき、相互の連携を推進することを目的として開催しておりまして、年 2 回の開催を予定しております。

昨年 4 月に当圏域が分離独立したことにより、当保健所にこの会議を設置して開催しておりますが、皆さんのおかげを持ちまして今年度 2 年目を迎えることができました。誠にありがとうございます。

当圏域における、保健・医療・福祉に関しまして検討する最上位の会議として、これからも定着、発展させてまいりたいと考えておりますので、御支援・御協力を賜りますようよろしく

お願いいたします。

当圏域は、圏域内に存在しない西尾保健所が事務を所管するという全国的にも珍しい状況となっております。昨年度は、岡崎市内で開催させていただきましたけれども、本日は是非、当保健所を御覧いただきたいと思ひまして、西尾保健所で開催させていただきました。

本日は、議題と報告事項、それぞれ3項目、5項目準備をさせていただきます。

当圏域における連携がさらに進展いたしますよう、活発なご議論をお願い申し上げまして、私からの開会のごあいさつとさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

○ 事務局（石田西尾保健所総務企画課課長補佐）

それでは続きまして、先日配布させていただきました資料について確認させていただきます。本日資料をお持ちでない方がありましたらお申し出ください。なお、本日追加で配布した資料も合わせて確認をさせていただきます。

会議次第、構成員名簿が各1枚ございまして、愛知県圏域保健医療福祉推進会議開催要領が一つに綴じられています。

また、本日配布いたしました、出席者名簿、配席図が裏表になっております。

次に資料ですが、

資料1-1 西三河南部東医療圏病床整備計画について（A4 1枚）

資料1-2 平成24年3月31日現在の既存病床数等（A4 1枚）

資料2-1 愛知県地域保健医療計画別表新旧対照表（A3 1枚）

資料2-2 周産期医療に係る実態調査結果（A4 1枚）

資料3 介護保険施設等の整備計画について（A4 2枚）この中の、1枚目が本日追加資料で差し替えとなっております。

参考資料 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領（A4 両面 5枚）

資料4 愛知県地域保健医療計画の見直しについて（A3 1枚）

資料5 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要について（A3 両面 2枚 片面 1枚）

資料6 地域における災害医療体制に関する課題と今後の方針、県災害対策本部と災害医療体制機能（検討案）（A4 2枚）

資料7 第5期愛知県高齢者健康福祉計画の概要について（A3 両面 1枚）

資料8 第3期愛知県障害福祉計画の概要について（A3 両面 1枚）

となっておりますが、よろしいでしょうか。

会議次第を御覧ください。

報告事項の（4）「第5期愛知県高齢者健康福祉計画について」と（5）「第3期愛知県障害福祉計画について」は、資料配布のみとさせていただきます。昨年度第1回の会議で計画の策定についてご報告させていただきました。平成24年3月30日に計画が公示されましたので、今回改めてご報告させていただくのみとして、説明は省略させていただきます。予め御了承ください。

○ 事務局（石田西尾保健所総務企画課課長補佐）

本来でしたら、ここで本日出席の皆様方の紹介をさせていただくところですが、時間の都合もありますので、お手元にお配りしました出席者名簿及び配席図でもってご紹介に代えさせていただきますので、よろしくお願い致します。なお、医務国保課の辻田主査は岩本主査に変更になりましたのでご訂正お願いします。

○ 事務局（石田西尾保健所総務企画課課長補佐）

続きまして、議長の選出についてお諮りしたいと思います。

この会議の議長につきましては、会議開催要領第4条の第2項に「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定する」となっていますが、誠に僭越ではありますが、事務局といたしましては、地元岡崎市医師会長の村山様を推薦したいと思います。いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○ 事務局（石田西尾保健所総務企画課課長補佐）

異議なしのご発言がございましたので、議長につきましては、岡崎市医師会長の村山様に決定させていただきます。

それでは、村山様よろしくお願ひいたします。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

ただいまご指名にあずかりました、私、岡崎市医師会の村山でございます。ただいまから、会議の議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

先程、所長からのごあいさつにもございましたが、この地域の保健・医療・福祉の連携のため、有意義な会議となりますことをお願いするとともに、時間内に皆様方の有意義な意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。その前に本日の会議の公開・非公開の取り扱いについて決めておく必要がありますので、事務局からの説明をお願いします。

○ 事務局（石田西尾保健所総務企画課課長補佐）

この会議は、開催要領第5条第1項により原則公開となっておりますが、議題の「(1) 西三河南部東医療圏病床整備計画について」は、議事進行過程において、事業者の事業活動に関する情報で、発言内容によっては、公にすることにより競争上の地位などを害する恐れがあり、また、公開することによって率直な意見交換を害する恐れがあります。

従いまして、愛知県情報公開条例第7条に定める不開示情報規定の「事業活動情報又は審議等情報」に該当すると思われるので、この議題に限って非公開とし、その他は公開としたいと考えています。

なお、本日の会議開催の案内は、当保健所のホームページに掲載されており、本日の会議の概要及び会議録につきましても、後日、掲載することとなっておりますので、ご承知おきください。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

ありがとうございます。ただ今の事務局から議事の公開についての説明がございましたが、

これについて、何かご質問、ご意見等がありましたらご発言願います。

(質問・意見等なし)

それでは、これから議事を進めてまいりますけれども、まず、議題1につきましては非公開として、その他の議題については公開と言う形で、物事を進めさせていただきたいと思えます。

傍聴人のかたはみえますか。

(事務局：いません。)

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

では、ただいまから会議次第に沿って進めさせていただきますが、会議を1時間30分程で進めさせていただきたいと思えますのでよろしくご協力のほど、お願い申し上げます。

それでは議題（1）「西三河南部東医療圏病床整備計画について」に入ります。

ではまず、事務局からの説明をお願いします。

○ 事務局（高木西尾保健所次長）

西尾保健所次長の高木と申します。よろしくお願いいたします。

議題（1）の「西三河南部東医療圏病床整備計画について」御説明いたします。資料は、「1-1」と「1-2」になります。

病院及び診療所の病床整備につきましては、医療法第30条の4の規定に基づき都道府県が策定する医療計画において、基準病床数を定めています。

また、病床を整備するに当たっては、2次医療圏毎に設置されている保健医療福祉推進会議での意見等を経て、最終的には、愛知県医療審議会の承認を得ることになります。

資料1-2「平成24年3月31日現在の既存病床数等」の表をご覧ください。

愛知県における一般病床及び療養病床の整備につきましては、県内を12の2次医療圏に分け、医療圏毎に一定の算式により基準病床数を定めています。

この表は、平成23年3月29日に公示された愛知県地域保健医療計画において示された各医療圏の基準病床数と平成24年3月31日現在の既存病床数を掲げたものです。

表中央やや下の西三河南部東医療圏をご覧ください。基準病床数2,860床、既存病床数2,254床（ ）内は2,383床、差引数606床（ ）内は477床となっています。

表の欄外にありますように、（ ）で掲げた数は、承認済の病床整備計画を反映した病床数です。

従いまして、この差引数欄の（ ）内477床が、今後、当医療圏において増床が可能な病床数になります。

次に、資料1-1「西三河南部東医療圏病床整備計画について」をご覧ください。

今回、岡崎市六供町にあります医療法人十全会 三嶋内科病院から病床整備計画書が岡崎市保健所へ提出されています。

整備計画の内容につきましては、受付審査を担当された岡崎市保健所から御説明いたします。

○ 事務局（大羽岡崎市保健部次長）

岡崎市保健部次長の大羽でございます。

西三河南部東医療圏域の中で岡崎市保健所に申請がございました病床整備計画についてご説明いたします。

三嶋内科病院は現院長の三嶋 <sup>みしま つとむ</sup> 勉氏が昭和48年に31床で開設をいたしました。その後、増床を重ね、平成17年に現在の104床（一般70、療養34）となりました。開院以来、内科専門病院として、地域医療に貢献していただいているところであります。

今回の病床整備計画は、既存病棟を増築することで、一般病床28床、療養病床14床を追加整備し、合計146床の病院とするものです。計画によりますと、これらは病院の敷地内で行うことから、新たな土地の取得はございません。

現在、三嶋内科病院の一般病床の利用率は、92%前後で推移しておりまして、恒常的に満床状態が続いています。そのため「基幹病院である岡崎市民病院からの患者受け入れ」及び「一般入院患者の受け入れ」の両面で大変苦慮されております。加えて、療養病床につきましても、利用率は約97%と病床不足は否めない現状でございます。このため、増床を行うことで、一般病床の満床状態の緩和、及び市民病院の後方支援機能強化を図るほか、療養病床につきましても、診療報酬上の特殊疾患病棟の認定を受け、治療環境を整えていきたいと伺っております。

本計画の承認後は、年内にも工事に着手し、平成26年3月にすべての病床を稼動する予定となっております。また、資金計画にも無理がないことを確認しております。

そのほか、医療スタッフの確保につきましては、増員計画が概ね計画どおり進められており、確保できる見通しと伺っております。

なお、前回立入検査時に指摘された不適合事項は、無かったことを申し添え、以上で三嶋内科病院の病床整備計画についての説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

ありがとうございました。今、前段は高木次長、後段につきましては大羽次長から詳細な申請内容についてのご説明がございましたが、何かこれにつきましてご質問やご意見はございますでしょうか。

現在、この医療圏内の市民病院の負担が大きい訳ですが、後方支援として協力され、条件的にも計画に無理もなく問題がないかと思われそうですがいかがでしょうか。

特にご意見等ございませんようでしたら、ただいま説明のございました、西三河南部東医療圏病床整備計画につきましては、異論がないということで、事務局を通じまして、健康福祉部のほうへ報告させていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

それでは議題2「愛知県地域保健医療計画別表の更新について」の説明を事務局から願

いします。

○ 事務局（加藤西尾保健所主任主査）

西尾保健所の加藤です。よろしくお願ひします。

議題（２）の愛知県地域保健医療計画の別表の更新についてご説明させていただきます。

資料は「２－１」、「２－２」です。

愛知県地域保健医療計画及び医療圏保健医療計画は、昨年３月 29 日に公示されていますが、この医療計画には、本文に掲載されているがん医療対策、脳卒中医療対策、救急医療、周産期医療等の 10 項目に関する医療体系について、個別の医療機関名を掲載した別表を添付しています。

この別表については、１年に 1 回以上の更新を行うこととし、更新するに当たっては、２次医療圏における圏域保健医療福祉推進会議の意見等を経て、最終的には、愛知県医療審議会医療計画部会の意見を聴くことになっています。

それでは、資料 2－1 をご覧ください。愛知県地域保健医療計画別表の新旧対照表になっております。

左側に「新」、右側に「旧」と記載しています。

今回は、医療計画の別表を随時更新している（４）の救急医療の体系図に記載されている医療機関名は報告のみとさせていただきます。

本年 6 月 1 日現在で産科もしくは産婦人科を標榜している病院及び診療所に対して「周産期医療に係る実態調査」を実施しましたが、この結果による（８）の周産期医療の体系図に記載されている医療機関名の更新については、委員の皆様のご意見等をいただくこととなります。

まず、報告のみの「（４）救急医療」につきましては、（旧）の第 2 次救急医療体制の搬送協力医療機関「病院」欄の北斗病院と岡崎三田病院がありますが、（新）では、北斗病院は、病院群輪番制に加わり、岡崎三田病院は搬送協力をやめられたことです。

次に、今回、更新についてお諮りいただこうとしています「（８）周産期医療の体系図に記載されている医療機関名」 2 点について、内容をご説明いたしますと、いずれも、幸田町内にあります診療所ですが、まず、1 点、右側「旧」の表「健診のみを実施している医療機関」の「診療所」欄のところの、下線部分、「三ヶ根クリニック」が、本年 1 月から婦人科を廃止されたことから、左側「新」の表から削除したこと。

2 点目、同じく左側（新）の表「健診のみを実施している医療機関」の「診療所」欄に、昨年度しばらく休止されていた「幸田産婦人科」が昨年 1 2 月から健診のみを実施されるようになりましたので、追加したことです。

次に、資料 2－2 をご覧ください。本年 6 月 1 日現在で実施しました調査の結果を参考までに資料としてつけさせていただきました。

中ほどの、岡崎市内のレディースクリニック ANDO 産科婦人科は、調査時点では、8月9日  
で診療所を廃止される予定でしたが、8月10日に廃止されたと聞いております。分娩は、  
4月以降も実施されており、廃止後は、エンジェルベルクリニック等に受け継がれる予定で  
す。

周産期医療の更新について、ご審議いただく内容は以上です。よろしくお願いたします。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

ありがとうございました。「愛知県地域保健医療計画別表の更新」ということで、第2次救  
急医療体制の病院群輪番制に北斗病院が加わったということの報告と、周産期医療については  
体系図に記載されている医療機関名について審議ということでした。

この説明につきまして何かご質問やご意見、ございますでしょうか。

実態に即した掲載と言うことになりますので、これにつきましては、ご了解ということ  
で、よろしいでしょうか。それでは、「周産期医療」の体系図につきましては特に異論なしとい  
うことで健康福祉部の方へ報告させていただくことといたします。ありがとうございました。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

それでは、続きまして、議題(3)「介護保険施設等の整備計画について」につきまして、事  
務局からの説明をお願いします。

○ 事務局（築山西三河福祉相談センター長）

西三河福祉相談センター長の築山でございます。

それでは、議題3の「介護保険施設等の整備計画について」ご説明させていただきます。お手  
元の資料3をご覧ください。

この整備計画につきましては、別添の参考資料にあります、「介護保険施設等の指定等に関する  
取扱要領」の第2に基づきまして、この推進会議で意見聴取及び連絡調整を行うこととされてお  
ります。

それでは、まず、資料中1の「平成24年3月31日現在の既存数の公表」でございますが、取  
扱要領第3に基づきまして、これまでこの推進会議でご承認いただいた整備数を愛知県が公表  
しているものでございます。

施設種別ごとに、左から第5期愛知県高齢者健康福祉計画の最終年度の平成26年度整備目  
標、平成24年3月31日現在の入所定員総数、差引数が第5期期間中の整備枠を記載してありま  
す。

次に、2の「事前相談票の概要」でございます。

これは、取扱要領第4の規定に基づき、指定を受けようとする事業者等から県が定めた平成24  
年5月末までに事前相談票の提出があったものでございます。

介護老人福祉施設、いわゆる特別養護老人ホームにつきましては、幸田町が社会福祉法人を公  
募し、利用定員100人で創設しようとするものであります。

次に3の整備計画（案）であります。第5期介護保険事業計画において、幸田町が整備するも  
のですが、同町の利用者が60人、40人を岡崎市民が利用する計画となっており、それぞれ市町

の平成26年度までの目標数と同じであることから、計画通り進めるものであります。

第5期計画における整備枠、事前相談の状況及び各市町の事業計画等を、総合的に勘案いたしまして、8月8日に開催された幹事会に諮りまして、事務局案として提示させていただきました。

今回ご承認いただきますと今後の整備枠は、介護老人保健施設204人、混合型特定施設59人となります。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

ありがとうございました。これにつきましてのご意見、ご質問がございましたら、よろしく申し上げます。

○ 伊藤幸田町健康福祉部長

5月に公募を行いまして、4者から申込があり、現在2次の審査をしております。9月の中旬までには決定され、26年度中に施設が完成する予定です。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

ありがとうございます。他に御意見等ございませんか。

特に御発言等もないようですので、第3の「介護保険施設等の整備計画」につきましては、特に異論なしと言うことで、事務局を通じまして、健康福祉部の方へ報告をさせていただきます。ありがとうございました。

以上で、議題1から3について、すべてご承認いただいた、とさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして3番の報告事項を順次報告をさせていただきます。まず、1番目「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」、事務局からの説明をお願いします。

○ 事務局（水野医療福祉計画課主査）

健康福祉部医療福祉計画課の水野でございます。

愛知県地域保健医療計画の見直しについて御説明させていただきます。

資料4を御覧ください。

「1 経緯」にありますように、本年3月に、都道府県が医療計画を策定するにあたって参考とすべき「医療提供体制の確保に関する基本方針」、「医療計画作成指針」が国において改正されました。

本県の現行の医療計画は、昨年3月に策定をし、現在、2年目に入ったばかりのところではありますが、指針の改正内容を受け、現行計画を見直し、新たな計画を策定するものでございます。

囲みの中、国の指針等改正のポイントでございますが、1つ目は、災害時の医療体制です。



東日本大震災で明らかになりました課題を踏まえ、災害拠点病院の機能強化を図るとともに、災害発生直後の急性期に医療従事者を派遣する体制や、中長期にわたり継続的な医療を提供する体制を明らかにすることが求められております。

ポイントの2つ目は、精神疾患の医療体制でございます。

医療連携体制を医療計画に記載すべき疾病として、これまでの「がん」、「脳卒中」、「急性心筋梗塞」、「糖尿病」の4疾病に、新たに「精神疾患」が追加され、5疾病となりました。これに伴い、精神疾患の発症から診断、治療、地域生活・社会復帰にいたる流れや、精神科救急、精神疾患と身体疾患の合併等、患者の状態に応じた医療提供体制、また、近年患者数の増加が顕著なうつ病、認知症に対して必要な医療を提供する体制を明らかにすることが求められております。

ポイントの3つ目は、在宅医療に係る医療体制でございます。

円滑な在宅療養への移行に向けた退院支援や、日常の療養支援、急変時の対応、自宅など患者が望む場所での看取り等の支援体制について明らかにすることが求められております。

ポイントの4つ目は、疾病・事業ごとのPDCAサイクルの推進でございます。PDCAサイクルとは、目標を立てて、実行し、その結果を検証し、目標を見直すという作業を繰り返していくということでございますが、今回の医療計画の見直しにあたっては、医療機関数や治療の実施件数等、全都道府県共通の指標を用いて現状把握を行い、その上で課題を抽出し、課題解決に向けた数値目標の設定や施策の明示を行うこととされております。

ポイントの5つ目は、二次医療圏設定の見直しでございます。

人口規模が20万人未満の二次医療圏については、流入患者割合が20%未満であり、流出患者割合が20%以上である場合、その設定の見直しを検討することが求められております。

ポイントの6つ目は、医療従事者の確保に関する事項でございます。医師確保事業等について記載することになっております。

資料右側にまいりまして、「2 見直しにあたっての基本的な考え方」でございます。

ただいま申し上げた国の指針等の改正内容を踏まえた見直しを行いますとともに、昨年度策定いたしました愛知県地域医療再生計画や第5期愛知県高齢者健康福祉計画の内容を反映させてまいります。また、今年度策定を予定しています新しい健康づくりプランや愛知県がん対策推進計画との整合性を図ってまいります。

次の○でございます。

本県の医療計画は、県全体の計画と二次医療圏ごとの計画で構成されておりますが、災害時の医療体制や精神疾患の医療体制など、先程御説明させていただきましたポイントに係る部分につきまして、医療圏計画の基本となります県計画素案を早急にお示しすることが難しい状況でございます。圏域での検討時間を十分に確保することができないことから、今年度は、県計画のみを策定し、医療圏計画は来年度策定してまいります。

3つ目の○ですが、計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間とし、4つ目の○でございますが、計画の見直しは、愛知県医療審議会及び医療審議会の医療計画部会において審議を行います。また、5つ目の○ですが、各分野の専門的事項については、県に設置されております各種の会議において意見を伺いながら進めてまいります。

次に、「3 見直しスケジュール」でございますが、今年度策定いたします県計画のスケジュールをお示ししてまいります。

まず、今月6日に、医療審議会に計画策定についての諮問をいたしました。今後、同審議会の部会において検討を進め、12月下旬から1月下旬にかけて、パブリックコメントの実施、医師会等関係団体や市町村への意見照会を行い、3月に医療審議会からの答申を得た上で、新しい県計画を公示する予定としております。

なお、2月に開催されます圏域会議におきまして、県計画案の御説明をさせていただく予定でございます。

医療計画の見直しについての説明は、以上でございます。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

ありがとうございました。ただいまの説明に、ご質問・ご意見がありましたらお願いします。

よろしいですか。無いようですので、報告事項（2）「新型インフルエンザ対策について」を事務局から説明をお願いします。

○ 事務局（矢野健康対策課主査）

本日は、5月に公布されました「新型インフルエンザ等対策特別措置法」について、都道府県担当課長会議において説明がありましたので、その概要及びポイントとなる事項について説明いたします。

それでは、概要について7つに分けて順に御説明いたします。資料の1枚目をご覧ください。昨年度のこの会議において、法制のたたき台をもとに簡単にご紹介させていただいているところがございますが、改めて法の目的からご説明申し上げます。

この法律は、行動計画の策定、対策本部の設置、さらに新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定め、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的とするものであります。

また、本法は新型インフルエンザと同様の影響を持つ新感染症についても適用されます。

次に、2総則的事項でございます。国、地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民の責務が明確にされました。なお、指定公共機関及び指定地方公共機関については、後ほど具体的に説明させていただきます。また、資料中、網掛けでページ数を記載しています項目についても同様でございます。

続いて、3事前の準備についてですが、国、都道府県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、県は国の計画を踏まえ、市町村は県の計画を踏まえ行動計画を作成することを定めており、行動計画が法で位置づけられました。また、指定（地方）公共機関は、対策に関する業務計画を作成すること等を定めております。

次に、4新型インフルエンザ等の発生時における措置についてですが、国は、①新型インフルエンザ等発生時に、総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、②の医療を提供する者等に対して先行して行う予防接種である特定接種を実施するよう指示できること、③の検疫に関しては停留施設の確保などがあります。

都道府県が行う措置には、①政府対策本部が設置された場合、知事を本部長とする都道府県

対策本部を設置し、本部長は、都道府県区域内の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関が行う対策に関して総合調整を行うこと、④の医療関係者に対し医療等を行うよう要請及び指示できること等があります。

次に、5 緊急事態宣言についてです。政府対策本部長が宣言を行います。この宣言がされますと、市町村は市町村対策本部を設置することになります。

次に、6（1）新型インフルエンザ等緊急事態における蔓延の防止に関する措置についてですが、住民に対する不要不急の外出自粛要請や、学校や興行場等の管理者等に施設の使用の制限等の要請・指示、市町村の実施する住民に対する予防接種等を定めております。

次に、6（2）新型インフルエンザ等緊急事態における医療等の提供体制の確保についてですが、知事による臨時の医療提供等を定めております。

次に、6（3）新型インフルエンザ等緊急事態における国民生活及び国民経済の安定に関する措置等についてですが、電気事業者、ガス事業者等である指定公共機関等は、その事業の実施について必要な措置を講じなければならないこと等を定めております。

次に、7 財政上の措置等についてですが、国及び都道府県は、特別の処分が行われたときは損失を補償しなければならないこと、都道府県は、要請等に従って医療の提供を行う医療関係者がそのため死亡等したときは、損害を補償しなければならないこと等を定めております。

なお、施行は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日とされ、平成25年春と見込まれています。

以上が、法の内容の概要でございます。

続いて、この法律はおよそ、行動計画において定められた対策の実効性を担保するための法制化とすることができるものですが、新たな枠組み等もございますので、それらの5つの項目に分けて、ご説明します。

1枚めくっていただき、2ページをご覧ください。

まず1項目は、指定公共機関及び指定地方公共機関についてでございます。

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施は困難であり、公共的機関や公益的業務を行う法人による協力が不可欠であります。そこで、これらの機関を指定して、その業務を通じて一定の公益的役割を果たしていただくというものです。

なお、災害対策基本法における指定公共機関は表にあるとおりで、このほかに医薬品等の製造又は販売を営む法人が指定される見込みですが、指定に係る具体的な考え方については今後検討され、通知されることとなっております。

次に、2項目目の新型インフルエンザワクチンの予防接種についてでございます。資料を1枚めくっていただき、3ページをご覧ください。

予防接種には、ページ左にあります特定接種と、ページ右の上段の臨時の予防接種があります。

ページ左の特定接種は、プレパンデミックワクチンが使用され、登録事業者の従業員及び対策に従事する国家公務員を対象とする接種は、国が、地方公務員に対しては各地方自治体が主体となり実施します。この特定接種は、緊急事態宣言の前から実施することを想定しています。なお、登録事業者の登録基準は、今後政府行動計画により示されることとなっております。また、

ページ左の一番下の米印ですが、県は国が行う登録事務及び接種体制の構築に協力し、事業者との連絡調整やワクチンの流通管理などを担うこととなります。

なお、特定接種の対象については、ページ右の下半分にお示ししてございます「新型インフルエンザワクチンの接種の進め方第1次案」を基に、今後、関係者の意見を踏まえながら検討され、政府行動計画で定められることとなっています。

ページ右の上半分にあります住民への臨時の接種については、新型インフルエンザが発生した平成21年に実施しましたとおり全国民を対象とするものの、パンデミックワクチンは順次製造されることから順番に接種することとなります。流れとしては、政府対策本部が基本的対処方針において、対象及び期間を決定し、県が市町村に対し実施するよう指示し、市町村が実施主体となって集団接種を原則として接種を行うといったものです。

次に3項目目で、医療従事者の要請・指示についてでございます。資料を1枚めくっていただき、4ページ「医療関係者による協力を確保するための枠組みについて」をご覧ください。

1つ目は、医療機関に係る措置です。指定公共機関として指定された医療業務を行う法人は、新型インフルエンザ発生時にその業務について対策を実施する責務があります。また、小規模な診療所などは、特定接種に係る事前登録を行うことが想定され、その場合、登録事業者として業務を継続する責務があります。

2つ目は、医薬品等製造販売業者等に係る措置です。こちらも、医療機関と同様に指定公共機関になることが想定されますが、指定公共機関にならない場合でも、登録事業者となる場合があると考えられます。

3つ目は、医療関係者への医療等の実施の要請等です。知事は、医師、看護師等の個々の医療従事者に対し、場所、期間その他の必要な事項を示して、新型インフルエンザ患者等に対する医療を行うよう要請することができ、また、正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、指示することができるというものです。

また、要請・指示に従って、医療の提供を行う医療関係者が、死亡したり、疾病にかかったりしたときは、知事が、その損害を補償しなければならないとされています。ただし、予防接種の実施の要請・指示を受けた医療関係者については、感染リスクが患者への医療提供の場合とは異なることから補償の対象外とされています。

なお、今後、要請・指示の対象となる医療関係者の範囲及び損害補償の内容・水準等が検討され、政令で示されることとなっています。

4つ目は、臨時の医療施設における医療の提供等です。医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずると認める場合に、臨時の医療施設において医療を提供しなければならないとされ、施設開設に必要な場合には、土地等の所有者等の同意を得て、土地等を使用することができるというもので、さらに、正当な理由がないのに同意をしないときなどは、同意を得ずに使用することができるというものです。

資料を1枚めくっていただき、5ページをご覧ください。次に、4項目目の新型インフルエンザ等緊急事態宣言についてでございます。

「新型インフルエンザ等緊急事態」とは、政令で定める2つの要件に該当する事態で、そのふたつの要件については、今後、専門家等の意見を踏まえ検討されることとなっています。緊

急事態宣言は、政府対策本部長が行います。新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域、その概要について公示されます。期間は、2年を超えない期間とし、区域は、原則、都道府県の区域を最小単位として想定されています。

最後に5項目目で、感染を防止するための協力要請等についてでございます。ページの右側をご覧ください。

新型インフルエンザ等緊急事態において、知事が感染拡大をできるだけ抑制し、社会混乱を回避するため、国民に協力をお願いするものでございます。

1つは、不要不急の外出の自粛等の要請です。緊急事態において、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことを含め、感染防止に必要な協力を知事から要請するものです。

2つ目は、学校、興行場等の使用等制限等の要請等です。緊急事態において、期間を定めて、多数の者が利用する施設の管理者等に対し、施設の使用の制限等の措置を講ずるよう知事から要請するものです。

要請の具体的な運用については、政府対策本部の基本的対処方針で統一的な方針が示される予定となっています。

以上、「新型インフルエンザ等特別措置法」の5つのポイントについて、その概要を説明いたしました。

法は公布されましたが、まだこれから検討するとされている事項も多くございますので、今後公布される政令、政府行動計画及び各種のガイドラインなどを踏まえて、県としても必要な対応をまいりたいと考えております。そうした中で、特に地域における医療提供体制、「帰国者・接触者外来」の設置や重症者の入院対応にご協力いただける医療機関を医療圏の状況に応じて整備していくことや、集団接種を基本とし市町村が実施するワクチン接種体制の確保等について、引き続き、保健所が中心となり岡崎市さんとも連携を密にしながら、関係団体、関係機関等と必要な確認や調整を行ってまいりますので、ご協力をよろしく申し上げます。

県といたしましては、積極的に情報の収集に努め、関係者の皆様への情報提供や、必要な調整等を行ってまいりますので、御協力のほど、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

ありがとうございました。ただ今の説明について何かご質問等はございますか。

よろしいですか。今後保健所と関係機関とが調整を行っていく事になりますので、御協力をよろしく申し上げます。

それでは続きまして、(3)「地域における災害医療体制の検討について」、事務局からの説明をお願いいたします。

○ 事務局（岩本医務国保課主任主査）

愛知県医務国保課の岩本です。地域における災害医療体制について説明させていただきます。

さて、災害時における医療につきましても、これまで、阪神・淡路大震災における課題を踏まえた対策が全国的に進められ、本県におきましても取り組みを進めてまいりました。

その結果、昨年発生した東日本大震災においては、多くの災害派遣医療チーム、いわゆる DMAT や、医療チームが全国から被災地へ派遣され、被災者の医療や健康管理などに大きな役割を果たすなどの成果があげられました。

しかし、その一方で、東北地方を中心とした広い範囲に渡る被害が生じたことにより、診療機能に影響が出た医療機関が多数あったほか、医療や介護等の支援に関して派遣調整等の体制が十分でないなどの課題が指摘されたところです。

こうした東日本大震災における課題と今後の取り組みについてが、国の「災害医療等のあり方に関する検討会報告書」としてまとめられました。その後、国においては平成24年3月21日付けで、厚生労働省医政局長通知「災害時における医療体制の充実強化について」が出されました。

これらの中で、地域における災害医療についての指摘がございます。その主な内容につきましては、資料6の、1枚目「地域における災害医療体制に関する課題と今後の方針」をご覧ください。左側が「災害医療等のあり方に関する検討会報告書」で指摘された課題、右側が、それに対する厚生労働省医政局長通知で示された今後の方針をまとめてあります。なお、今後の方針のうち、下線部分につきましては、今回の大震災を受け、新たに示された内容であります。

東日本大震災においては、被災県単位の課題として、医療チーム等の調整を行う組織の立ち上げに時間を要し、受入れ体制が不十分であったことが指摘されており、また地域における課題としても、医療チームの派遣調整体制が不十分であったことが指摘されております。また、医療機関につきましても、人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送先を計画しておく必要性が指摘されるなど、関係者間の連携に関する課題が指摘されているところであります。

こうしたことを踏まえ、厚生労働省医政局長通知では、災害発災時においては、関係者が連携して被災地の医療ニーズを的確に把握し、医療チーム等の配置調整を行うコーディネート機能を十分に発揮できる体制を構築しておく必要性が示されております。

このコーディネート機能につきましては、県の災害対策本部のみならず、保健所を中心とする地域においても設置することとされております。

これを受けまして、本県といたしましては、今後、特に地域における体制といたしまして、二次医療圏を基本として、コーディネート機能を十分に発揮できるための体制や課題等について、地域の関係者による検討を進めてまいりたいと考えておりますので、その際には御協力をいただきますよう、この場をお借りし、お願いいたします。

なお、県の災害対策本部及び方面本部、また県全域の災害医療のコーディネート機能を担う、仮称ですが、県災害医療派遣調整会議と、地域でのコーディネート機能を担う、地域災害医療対策会議の関係等につきましては、あくまでも検討案であり、今後の検討により変更も生じてくる可能性もございますが、資料2枚目の「県災害対策本部と災害医療調整機能（検討案）」のようなイメージを現時点で考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

ありがとうございました。「地域における災害医療体制の検討について」という報告で、県に

おける案が示されましたが、何か質問やご意見、ございますでしょうか。特にご意見なきそうですね。よろしいですか。

(4)と(5)については、資料配布のみで、説明は無いということですので、これで、報告事項は全て終了させていただきましたが、次に4番の「その他」について、何かありましたら事務局からお願いします。

○ 事務局（近藤西尾保健所長）

愛知県西尾保健所から、認知症のシンポジウムについて、ご案内をさせていただきます。

認知症について、正しい知識を普及し、地域で暮らす認知症の方々やその家族のよき理解者、支援者となる「認知症サポーター」を養成するために、西尾保健所では、認知症等普及啓発地域シンポジウムを今年の12月2日、日曜日、午後1時30分から午後3時30分まで開催することにしております。会場は、西尾市文化会館小ホールです。

認知症～理解と支援とやさしい街づくり～と題しまして、基調講演は国立長寿医療研究センターの鷺見先生をお願いしております。その後、シンポジウムを開催することになっておりまして、シンポジストとしては、実際に介護されている方、老人保健施設で支援をされている方、そして行政の立場から西尾市の職員の方をお願いをしております。西尾保健所が主催でありまして、保健所の事業でありますので、基本的には保健所の管内、西尾市、幸田町を対象としておりますが、多くの関係機関から御後援をいただいております。本日、ご出席の皆さんの中では、岡崎市医師会、岡崎歯科医師会、岡崎薬剤師会、幸田町、幸田町社会福祉協議会の皆様に、御後援をいただいております。

主に一般の住民の方、住民組織、自治体、老人クラブ、ボランティア団体など、あるいは地域の生活関連企業や団体活動等に携わる方々で、スーパーの従業員の方々、公共交通機関の従事者の方々、公共サービス機関の方々を対象としております。多くの方にご来場していただきたいと思っております。西尾市、幸田町以外の方でも、参加していただけますので、どうぞよろしく申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

ありがとうございます。他に、ございますか。

○ 事務局（森健康支援課長）

西尾保健所健康支援課の森と申します。よろしく申し上げます。

平成24年度、愛知県自殺予防啓発事業について、ひと言紹介させていただきます。

この事業は、県民の皆様に、自殺やうつ病等について正しい知識を普及啓発し、周囲の人たちの対応方法等についての理解を図ることを目的に行うものです。

今回は、9月に本庁始め県下の保健所において、本日皆様のお手元に用意しました啓発資材を街頭にてお配りするキャンペーンが実施されます。

当保健所におきましても、9月10日・11日の2日間、市・町の関係各課、又関係団体の皆様のご協力を得て実施させていただく予定ですので、ひと言ご紹介をさせていただきます。

○ 議長（村山岡崎市医師会長）

ありがとうございます。他に、何かございますか。

せつかくですので何かご意見、ご要望等ございましたらお聞かせいただきたいと思います、よろしいですか。

ご発言もないようですので、これで議事を終了させていただきます。

皆様のご協力により、議事が円滑に進みましたことをお礼申し上げて、議長の任を終わらせていただきます。

○ 事務局（石田西尾保健所総務企画課課長補佐）

村山先生、ありがとうございました。

これをもちまして、「西三河南部東圏域保健医療福祉推進会議」を終了させていただきます。  
長時間にわたりありがとうございました。

お帰りの際には、交通事故には十分気をつけてお帰りください

上記のとおり確認しました。

平成24年9月28日

議長（岡崎市医師会長）

村山 憲 印